

かすみがうら市環境基本条例（案）の概要

【趣旨】

一昨年10月、国では2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現」を目指すことを宣言いたしました。

また、昨年5月26日にはその排出量を実質ゼロにするという国の目標を明記した「地球温暖化対策推進法」の改正案が成立し、さらに10月には「地球温暖化対策計画」の改訂も行われております。

そのような中、地球温暖化に係る問題をはじめとする多様な環境問題を国や県とともに総合的・体系的に対応していくため、本市としても、「かすみがうら市環境基本条例」を策定し、市民の皆様や事業者、行政の協働のもと、良好な環境の保全と創造に取り組んでいくものでございます。

【環境基本条例における主な条文の逐条解説】

<p>目的 〔第1条〕</p>	<p>市の<u>環境の保全及び創造（*）</u>に関する基本理念や施策、市、事業者、市民及び滞在者の責務を明らかにするために定めます。また、施策の総合的、計画的な推進により、将来に向けて市民が健康で文化的な生活を営むことができる<u>快適な環境を確保することを目的とします。</u></p> <p><u>* 良好な環境の維持によって人の健康や生活環境に係る被害の防止を図ること。また、積極的に良好な環境をつくり出すことをいう。</u></p>
<p>定義 〔第2条〕</p>	<p>この条例における用語の意義を規定します。</p> <p>（1）「環境への負荷」 人の活動による環境影響で、環境保全上の支障のおそれがあるものです。</p> <p>（2）「公害」 事業活動等で生じる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭により、人の健康又は生活環境に被害が生ずることです。</p> <p>（3）「地球環境保全」 人の活動による地球全体の温暖化、オゾン層の破壊の進行など、地球環境に影響を与えることに対する環境の保全で、人類の福祉の向上、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものとします。</p>
<p>基本理念 〔第3条〕</p>	<p>環境の保全及び創造は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければなりません。</p> <p>○市民が、豊かな恵みを十分に受け取り、健康で文化的な生活を営むことができるよう、現在だけではなく将来へ引き継ぐことを目的とします。</p> <p>○人と自然とが共生することができる恵み豊かな環境を確保するために、多様な自然環境を有効に活用しつつ保全し、環境への負荷が少なく持続的に発展することができる社会を構築しなければなりません。</p>

	<p>○霞ヶ浦の豊かな自然や歴史などは、かすみがうららしさを表す風土として保全するとともに、新たな風土も創造し、これらを将来の市民に継承していかなければなりません。</p> <p>○市、事業者、市民及び滞在者が自らの活動と環境とのかかわりを認識しながら、公平な役割分担と責務の自覚のもと、協働して積極的に行われなければなりません。</p> <p>○地球環境保全は、市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題でもあります。そのため、事業活動や日常生活が地球の環境に及ぼす影響を十分認識し、地球環境の保全に資する行動を積極的に推進されなければなりません。</p>
基本方針 〔第9条〕	<p>基本理念に従い、下記の事項を基本方針とし、環境の保全等に関する施策を、総合的かつ計画的に策定し行うものとします。</p> <p>○大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持されること。</p> <p>○安全な水資源を確保のため水質の汚濁を防止し、霞ヶ浦及び流域の河川の環境が、修復、保全及び創造されること。</p> <p>○野生生物の種の保存その他生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。</p> <p>○人と自然との豊かな触れ合いが保たれ、共生する良好な環境が保全及び創造されること。</p> <p>○安全で潤いと安らぎのある快適な環境を創造されること。</p> <p>○歴史的、文化的環境が保全及び創造されること。</p> <p>○廃棄物の発生抑制及び減量化、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用等が徹底される社会が推進されること。</p> <p>○環境の保全及び創造に関する施策を効率的かつ効果的に推進するため、市、事業者、市民及び滞在者との連携が強化されるとともに、環境に関する教育及び学習が推進されること。</p> <p>○地球環境保全が国際協力のもと推進されること。</p>
市の責務 〔第4条〕	<p>市は、環境の保全及び創造について、基本的・総合的施策を策定、実施する主体です。</p>
事業者の責務 〔第5条〕	<p>○事業者は、自らの責任で、事業活動による公害を防止し、環境保全に必要な措置を講じなければなりません。また、製品等が廃棄物となった際は適正に処理し、再生資源を利用するなどして、環境への負荷の低減に努めなければなりません。加えて、環境保全等に自ら積極的に取り組むとともに、市が実施する施策に協力しなければなりません。</p>
市民の責務 〔第6条〕	<p>○市民は、日常生活で生ずる廃棄物の排出、騒音の発生、自動車の使用等による環境への負荷の低減に努めるとともに、環境の保全等へは積極</p>

	的に取組み、また市が実施する施策に協力しなければなりません。
滞在者の責務 〔第7条〕	○滞在者は、その滞在に伴うごみの排出等による環境への負荷の低減などに努めるとともに、環境の保全等へは積極的に取組み、また市が実施する施策に協力しなければなりません。
市長の責務 〔第8条〕	環境の状況や環境基本計画に基づき実施された施策の状況等について、定期的に公表するものとします。
〔第10条〕	市長の責務として「かすみがうら市環境基本計画」の策定を義務付けました。 ○環境基本計画は、基本方針に沿い、環境の保全等に関する施策を策定し、計画的に推進するために必要な事項を定めるものとする。 ○環境基本計画の策定や変更にあたっては、事業者、市民及びこれらの者が組織する団体の意見が反映されるように、必要な措置を講じなければなりません。 ○環境基本計画の策定や変更にあたっては、あらかじめ、かすみがうら市環境審議会の意見を聴かなければなりません。 ○環境基本計画の策定・変更にあたっては、速やかに公表しなければなりません。
環境審議会 〔第28～35条〕	○環境基本法に基づき、環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議するために、かすみがうら市環境審議会を置くこととします。 ○この会議は、環境基本計画の策定や変更、その他の環境の保全及び創造に関する基本的事項について、市長に意見を述べることができます。